

第3期滝沢市子ども・子育て支援事業計画の策定 及びニーズ調査報告について

資料 /

令和5年度第1回滝沢市子ども・子育て会議
(R5.7.27) 資料より

第3期滝沢市子ども・子育て支援事業計画の策定について

1 計画の概要

(1) 計画策定の趣旨

わが国では、急速な少子化の影響により、労働力人口の減少や社会保障費の負担増加、地域社会の活力低下など、様々な課題が発生しています。

本市では、令和2年3月に「第2期滝沢市子ども・子育て支援事業計画」を策定し、「子どもが安心して暮らせる環境づくり」を基本理念とし、すべての子どもの生きる権利、守られる権利、平等に扱われる権利そして愛情を持って育てられ健やかに成長する権利を、子ども及び子育てへの支援を通じ、子どもの最善の利益が図られる環境の整備を目指し、子育てに関する施策を総合的に推進してきました。

令和6年度に「第2期滝沢市子ども・子育て支援事業計画」期間の最終年度を迎えることから、社会環境の変化や滝沢市の子どもや子育てを取り巻く現状等を踏まえ、子ども・子育て支援に向けた取組をさらに効果的かつ総合的に推進するため、「第3期滝沢市子ども・子育て支援事業計画」を策定するものです。

(2) 計画の位置づけ

本計画は、子ども・子育て支援法第61条に基づく「子ども・子育て支援事業計画」(策定義務)に位置づけられるとともに、次世代育成支援対策推進法第8条に基づく「次世代育成支援行動計画」及び、子どもの貧困対策の推進に関する法律第9条第2項に基づく「子どもの貧困対策計画」と一体的に策定します。

(3) 計画の期間

本計画の期間は、5年を1期として策定することとされているため、令和7年度から令和11年度までの5年間となります。

2 第3期滝沢市子ども・子育て支援事業計画策定までの流れ

第3期滝沢市子ども・子育て支援事業計画策定スケジュール(案)

主な事項	令和5年度			令和6年度				令和7年度
	7～9月	10～12月	1～3月	4～6月	7～9月	10～12月	1～3月	4月～
1 子ども・子育て会議	第1回 7月27日		第2回 3月下旬予 定		7月予定		3月予定	
2 ニーズ調査	独自調査 項目検討	調査実施・集 計						
3 子ども・子育て支援事 業計画策定			教育・保育の量の 確保方策の検討	計画素案作成	計画策定		計画 施行	

3 ニーズ調査の目的

教育・保育の利用状況及びサービスの利用希望など「サービスの必要量の見込み」のデータを収集する。

【対象予定】

調査地域…滝沢市内

調査方式…標本抽出

調査内容…教育・保育等の子育て支援に関するニーズ調査

調査対象者

- ・就学前児童保護者 2,000人
- ・小学生児童保護者 2,000人
- 計4,000人

調査時期…令和5年12月から令和6年1月

調査方法…郵送配布(インターネット回答可)

回収率…50%

(参考) 第2期ニーズ調査の実施状況について

調査地域…滝沢市内

調査方式…標本調査

調査対象者

- ・就学前児童保護者 2,000人

・小学生児童保護者 2,000人

計4,000人

調査時期…平成31年2月1日から2月15日

調査方法…郵送配布

回収率…48.60%

子ども・子育て支援事業計画への記載事項

子ども・子育て支援事業計画には、国が定める必須記載事項と任意記載事項があります。任意記載事項については計画への記載を検討することができます。

本市では、第2期滝沢市子ども・子育て支援事業計画において必須記載事項及び任意記載事項ともにすべて反映されています。次期計画においても現状と課題を整理するとともに、基本的にはすべて記載していく方針にしたいと考えています。

<必須記載事項>

※子ども・子育て支援法第61条第2項より抜粋

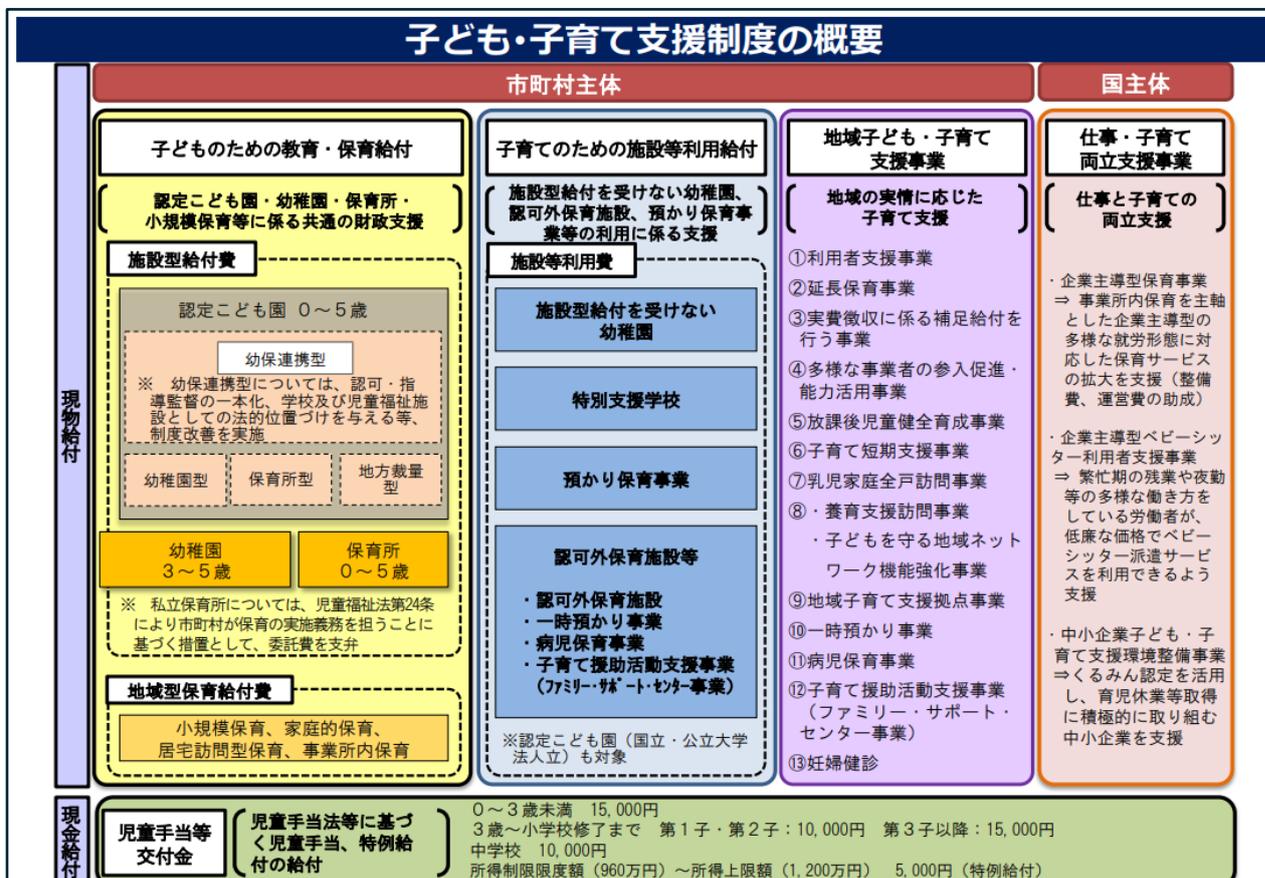
- ①市町村が、地理的条件、人口、交通事情その他の社会的条件、教育・保育を提供するための施設の整備の状況その他の条件を総合的に勘案して定める区域（以下「教育・保育提供区域」という。）ごとの当該教育・保育提供区域における各年度の特定制教育・保育施設に係る必要利用定員総数（第十九条各号に掲げる小学校就学前子どもの区分ごとの必要利用定員総数とする。）、特定地域型保育事業所（事業所内保育事業所における労働者等の監護する小学校就学前子どもに係る部分を除く。）に係る必要利用定員総数（同条第三号に掲げる小学校就学前子どもに係るものに限る。）その他の教育・保育の量の見込み並びに実施しようとする教育・保育の提供体制の確保の内容及びその実施時期
- ②教育・保育提供区域ごとの当該教育・保育提供区域における各年度の地域子ども・子育て支援事業の量の見込み並びに実施しようとする地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保の内容及びその実施時期
- ③子どものための教育・保育給付に係る教育・保育の一体的提供及び当該教育・保育の推進に関する体制の確保の内容
- ④子育てのための施設等利用給付の円滑な実施の確保の内容

<任意記載事項>

※子ども・子育て支援法第61条第3項より抜粋

- ①産後の休業及び育児休業後における特定教育・保育施設等の円滑な利用の確保に関する事項
- ②保護を要する子どもの養育環境の整備、児童福祉法第四条第二項に規定する障害児に対して行われる保護並びに日常生活上の指導及び知識技能の付与その他の子どもに関する専門的な知識及び技術を要する支援に関する都道府県が行う施策との連携に関する事項
- ③労働者の職業生活と家庭生活との両立が図られるようにするために必要な雇用環境の整備に関する施策との連携に関する事項
- ④地域子ども・子育て支援事業を行う市町村その他の当該市町村において子ども・子育て支援の提供を行う関係機関相互の連携の推進に関する事項

【参考：子ども・子育て支援制度の概要】※こども家庭庁ホームページより



＜子ども・子育て支援法に基づく基本指針の改正案（概要）＞

※こども家庭審議会 第2回子ども子育て支援等分科会（令和5年10月12日）
資料2より抜粋 [令和6年4月1日施行]

改正の趣旨

- 児童虐待の相談対応件数の増加など、子育てに困難を抱える世帯がこれまで以上に顕在化してきている状況等を踏まえ、子育て世帯に対する包括的な支援のための体制強化等を行う「児童福祉法等の一部を改正する法律」（令和4年法律第66号。以下「改正法」） が必要であることから、第208回国会において成立した。
- この改正法において、市町村における児童福祉及び母子保健に関し包括的な支援を行うこども家庭センターの設置の努力義務化、支援を要するこどもや妊産婦等への支援計画（サポートプラン）の作成、市区町村における子育て家庭への支援の充実等が定められた。
- 当該児童福祉法の改正等を踏まえ、関係する基本指針の規定を改正するとともに、その他所要の規定の整備を行う。

改正の概要

1. 家庭支援事業（子育て世帯訪問支援事業等）の新設・拡充及びの利用勧奨・措置に関する事項の追加
→基本指針に新設した事業の位置づけ等を行うとともに、市町村子ども・子育て支援事業計画において、家庭支援事業の量の見込み（事業需要量）を設定する際には、利用勧奨・措置による提供も勘案の上、設定すること等を規定。
2. こども家庭センター及び地域子育て相談機関に関する事項の追加
→市町村子ども・子育て支援事業計画の任意記載事項として、こども家庭センターと地域子育て相談機関の設置に努めることや、これら機関の連携を図ること等を規定。
3. こどもの権利擁護に関する事項の追加
→都道府県子ども・子育て支援事業計画の基本的記載事項として、①児童相談所等が適切に意見聴取等措置をとること、②都道府県が意見表明等の支援やこども権利擁護に向けた必要な環境の整備を行うことについて規定。
4. その他所要の改正
→基本指針に規定している計画の更新等を踏まえ所要の改正を行う。

第3期滝沢市子ども・子育て支援事業計画策定業務スケジュール

	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
会議		● 第1回 (6/26)				● 第2回 (10月末頃)			● 第3回 (1月末頃)		
現状把握 課題整理	→										
評価	→	→									
見込み量 の算出		→	→								
計画策定				→ ・骨子案	→ ・素案			→ ・パブコメ	→ ・案	→ ・微調整	

第1回会議 ・実績報告/計画策定の流れ説明/ニーズ調査結果・統計データ報告

第2回会議 ・素案提出/パブリックコメント説明

第3回会議 ・パブリックコメント報告/計画案の承認

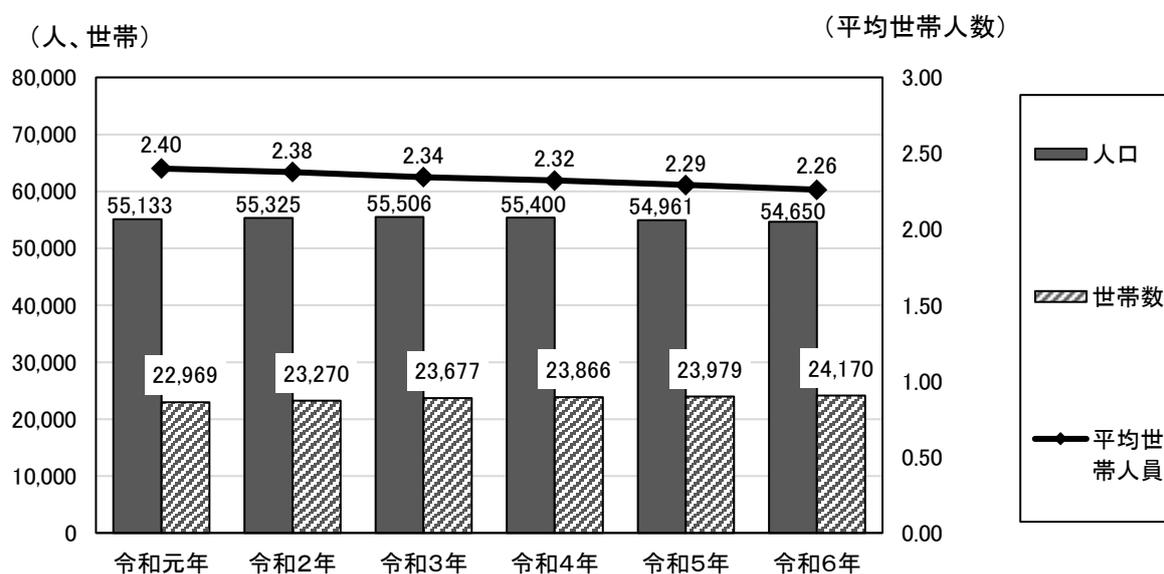
本市の状況

1. 人口・世帯の状況

(1) 人口の推移

本市の人口は、令和6年と令和元年を比べると483人減少しています。一方、世帯数は1,201世帯増加しているため、一世帯あたりの平均人員が減少しており、一人暮らし世帯の増加や核家族化の進行がうかがえます。

【人口・世帯数・平均世帯人員の推移】



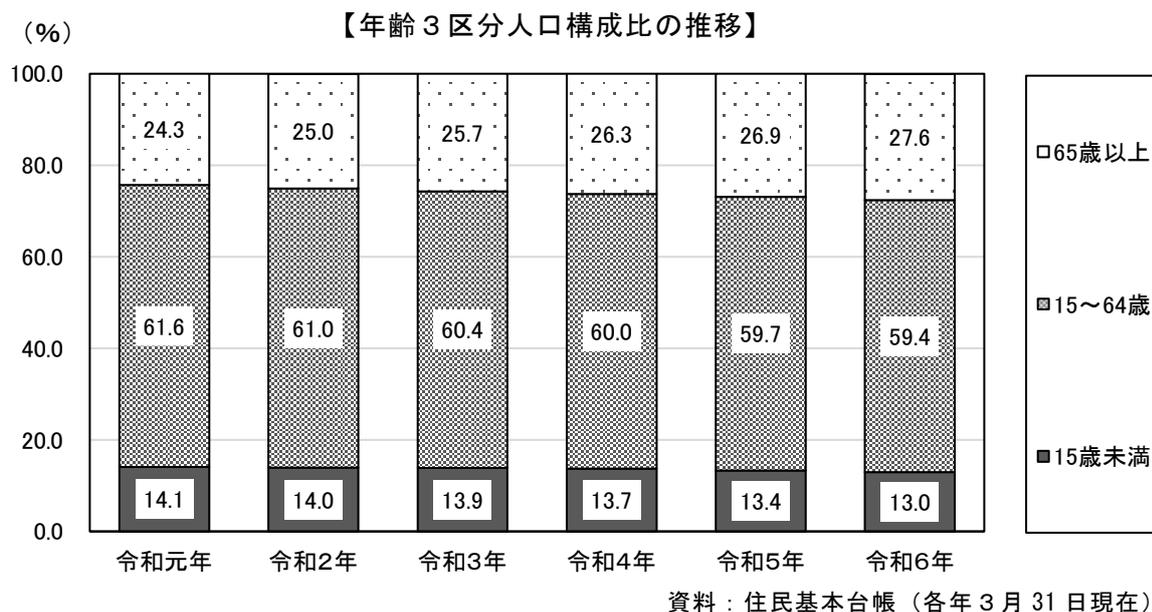
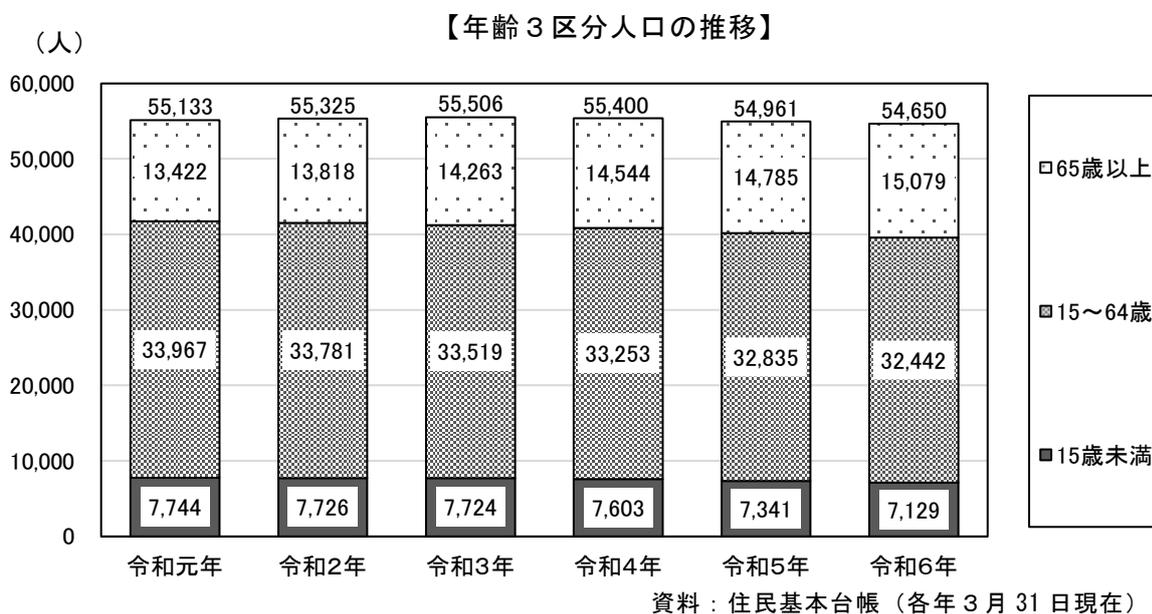
資料：住民基本台帳（各年3月31日現在）

(2) 年齢3区分の人口の推移

本市の人口を年齢区分別でみると、令和6年の15歳未満の年少人口は7,129人、総人口に占める割合は13.0%と、令和元年に比べて615人減少し、構成比でも1.1ポイント減少しています。15～64歳の生産年齢人口は年々減少する一方で、65歳以上の老年人口は増加を続け、高齢化を示す指標により、令和6年の高齢化率は27.6%と超高齢社会の進行が進んでいます。

※高齢化を示す指標

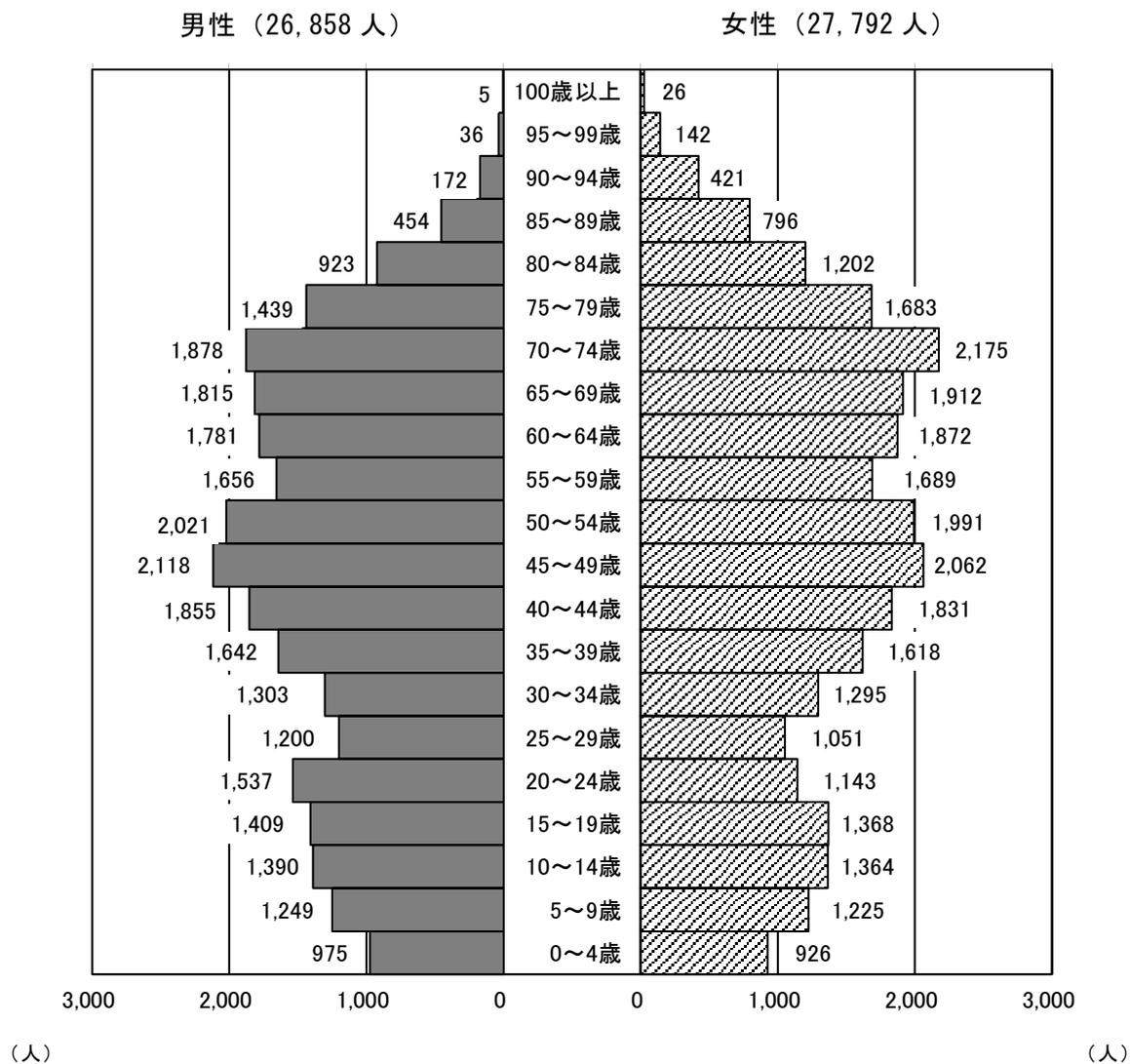
- 「高齢化社会」：65歳以上の人口が、全人口の7%超
- 「高齢社会」：65歳以上の人口が、全人口の14%超
- 「超高齢社会」：65歳以上の人口が、全人口の21%超



(3) 性別の人口構成

本市の人口ピラミッドをみると、男女ともに45～54歳及び70～74歳人口が多く、0～4歳人口が少ない、高齢化を示す「つぼ型」となっています。

【人口ピラミッド（令和6年）】

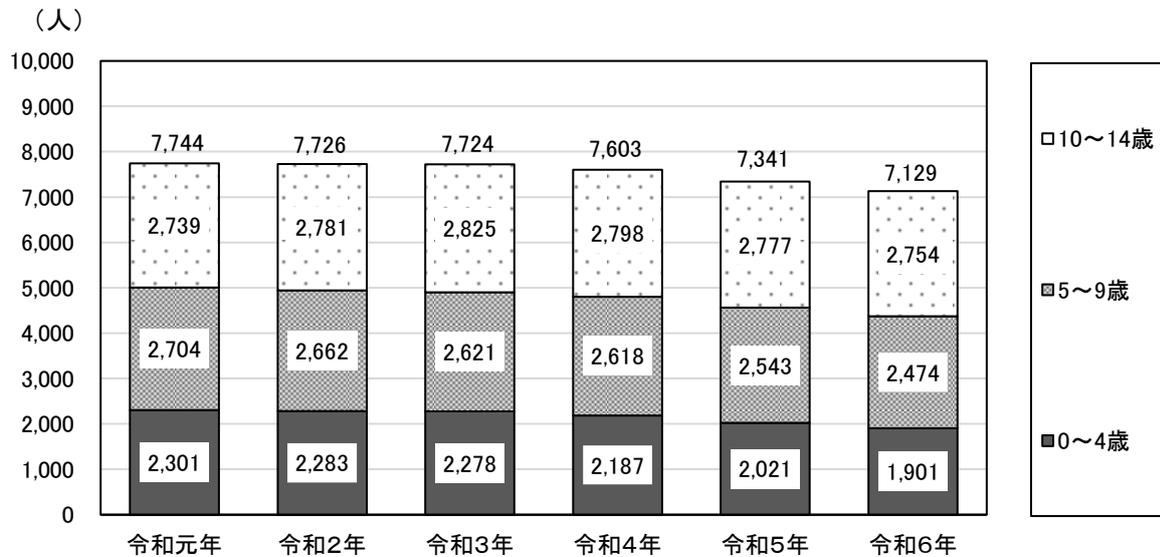


資料：住民基本台帳（令和6年3月31日現在）

(4) 年少人口の推移

年少人口（「0～14歳」人口）の推移をみると、令和6年は令和元年に比べて「10～14歳」で増加していますが、「0～4歳」及び「5～9歳」で減少しており、全体としては615人減少しています。

【年少人口（「0～14歳」人口）の推移】



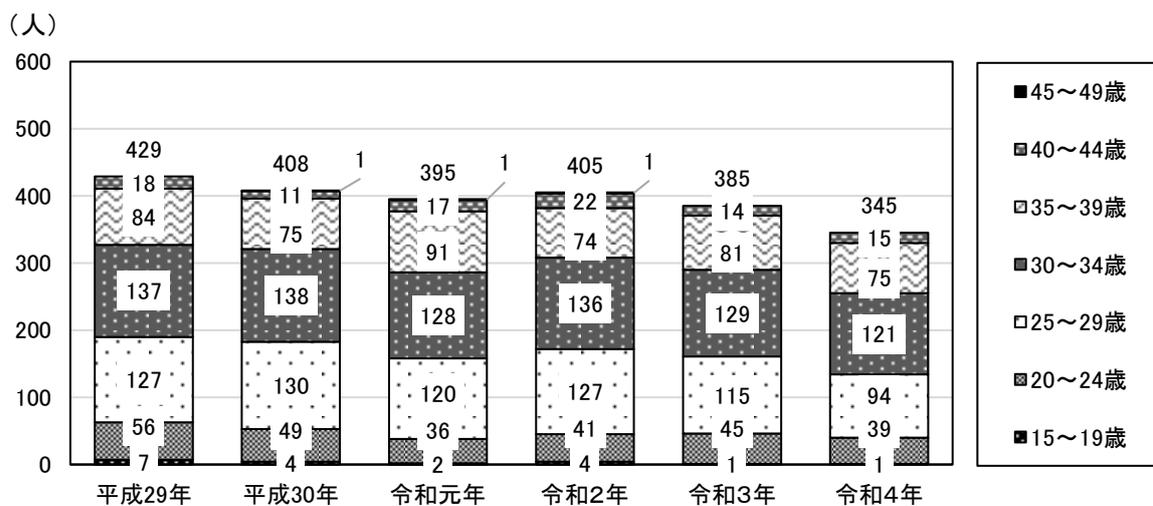
資料：住民基本台帳（各年3月31日現在）

(5) 出生の状況

母親の年齢階級別出生数の推移をみると、平成29年と令和4年を比べると出生数が減少していることもあり、全ての年齢で減少傾向となっています。

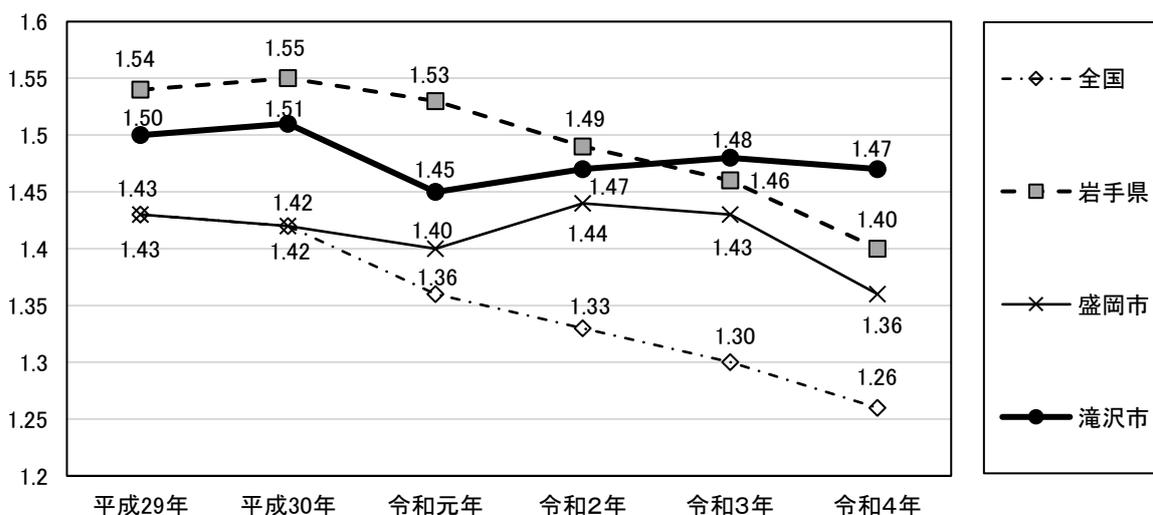
本市の合計特殊出生率の推移をみると、平成30年の1.51から令和元年に1.45に下がりましたが、その後はほぼ横ばい傾向で推移しています。本市の少子化傾向は、令和4年の全国(1.26)及び県(1.40)盛岡市(1.36)に比べて緩やかですが、人口維持が可能とされる2.07を下回っています。

【母親の年齢階級別出生数の推移】



資料：岩手県保健福祉部（保健福祉年報）

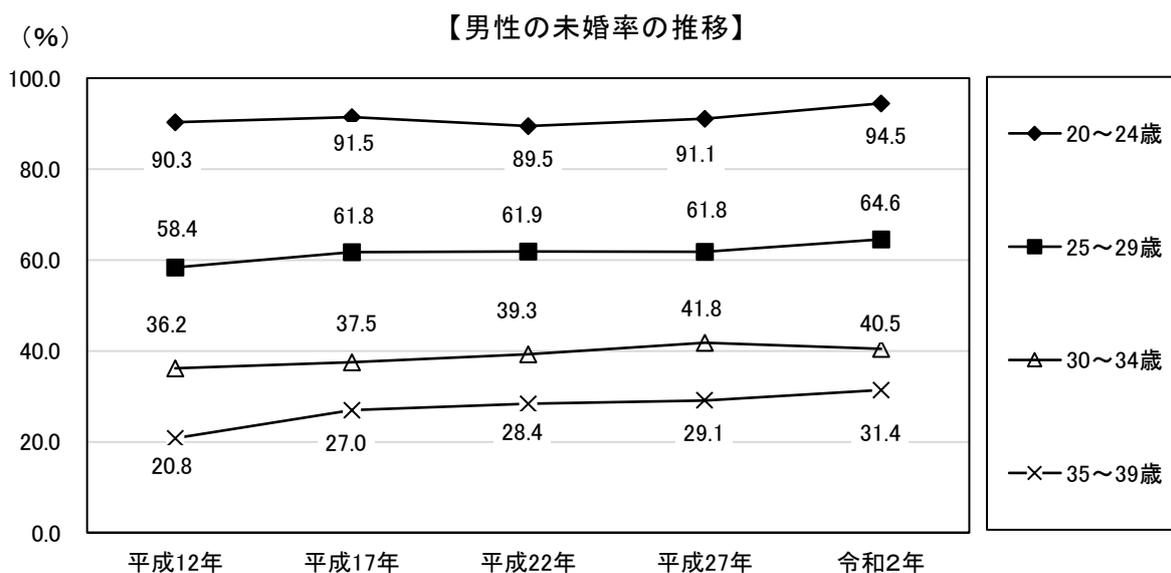
【合計特殊出生率の推移】



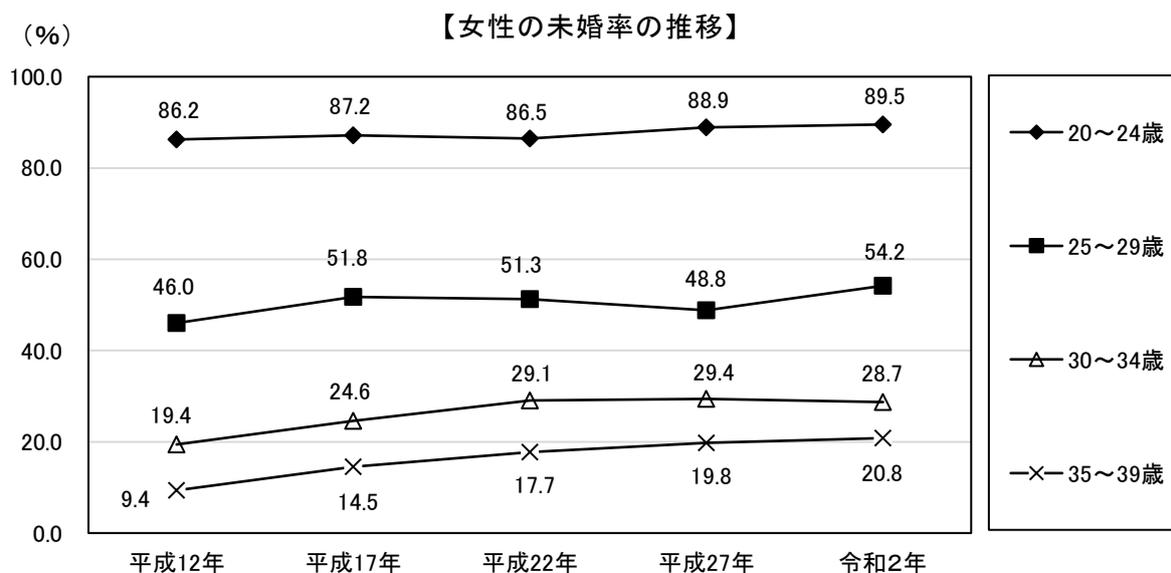
資料：保健福祉年報・全国は厚生労働省公表値（人口動態調査）

2. 未婚率の推移

未婚率の状況について性・年齢別にみると、男女ともに「30～34歳」の未婚率はほぼ横ばい傾向で推移していますが、そのほかの年代では増加傾向です。30代では平成12年に比べて男性の30～34歳で4.3ポイント、35～39歳では10.6ポイント、女性の30～34歳では9.3ポイント、35～39歳では11.4ポイント増加し、全体的に未婚率が上昇傾向にあります。



資料：国勢調査



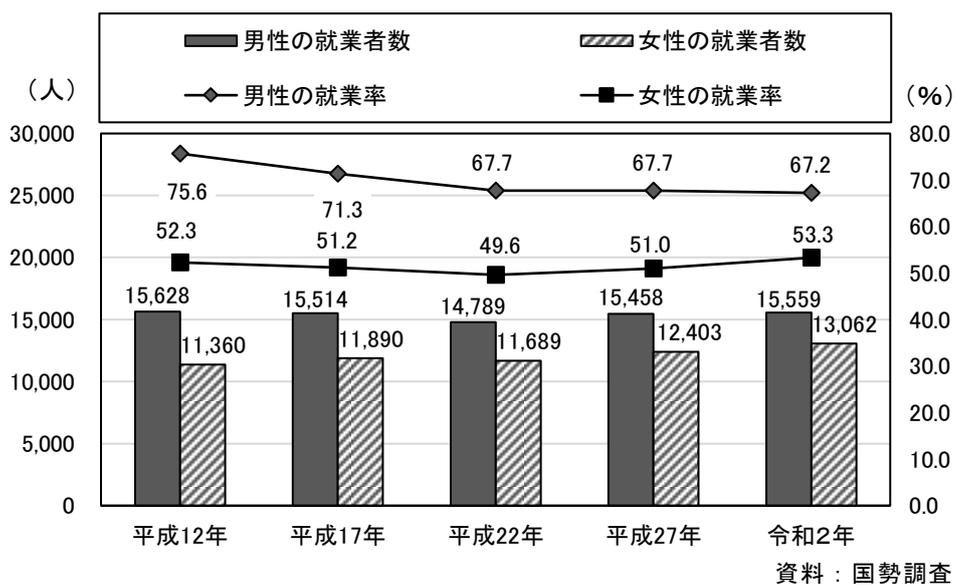
資料：国勢調査

3. 女性の就労状況

(1) 性別の就労状況

性別の就労状況をみると、男性の就業率は、平成12年(75.6%)から令和2年(67.2%)にかけて、8.4ポイント下降しています。一方、女性では、平成12年(52.3%)から令和2年(53.3%)にかけて1.0ポイント上昇しています。

【男女別就労状況の推移】



(2) 産業別の就労状況

産業別の就業者数をみると、第一次産業及び第二次産業が年々減少傾向、第三次産業は増加傾向となっています。

【産業別就業者数の推移】

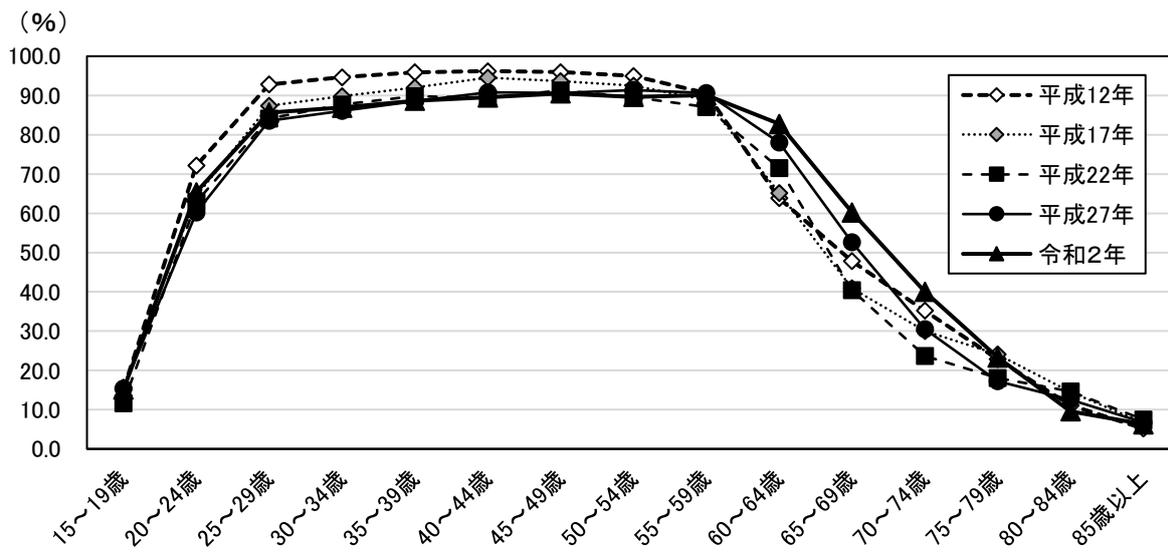
	平成12年	平成17年	平成22年	平成27年	令和2年
第一次産業	1,564	1,551	1,374	1,399	1,336
	5.8%	5.7%	5.2%	5.1%	4.8%
第二次産業	7,055	6,263	5,683	6,100	6,075
	26.2%	23.0%	21.8%	22.4%	21.7%
第三次産業	18,289	19,432	19,067	19,792	20,592
	68.0%	71.3%	73.0%	72.5%	73.5%

資料：国勢調査

(3) 性・年代別の就労状況

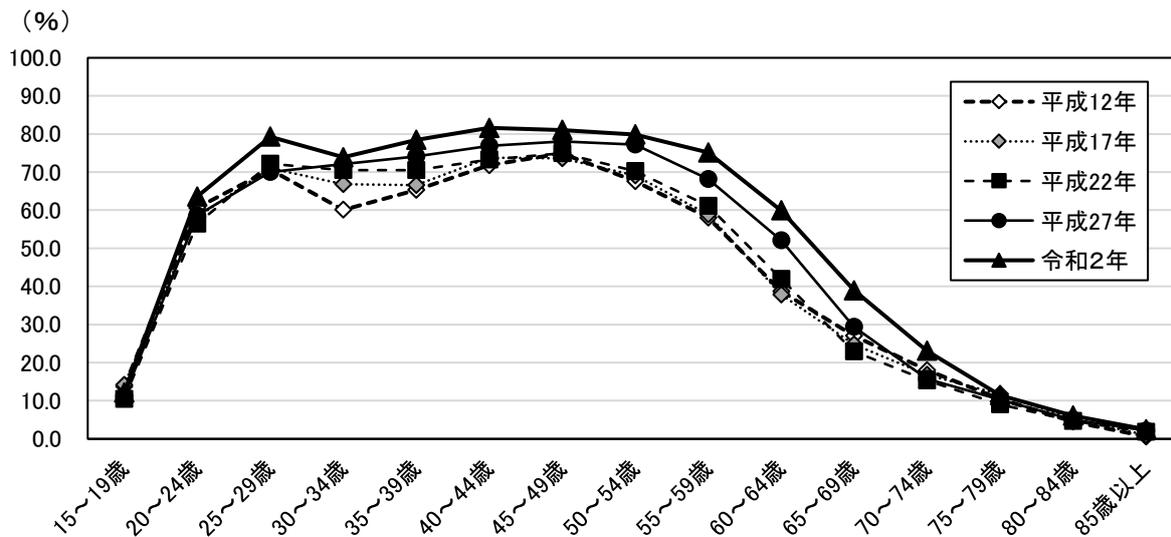
性・年代別の就業率をみると、女性の場合、これまでは子育て期にあると考えられる30歳代の年代でやや落ち込むM字カーブを描いていましたが、その形は年々緩やかになり、令和2年には男性の示す曲線に近づいている様子がうかがえます。未婚率の上昇も要因の1つであると考えられます。

【年代別就業率の推移／男性】



資料：国勢調査

【年代別就業率の推移／女性】

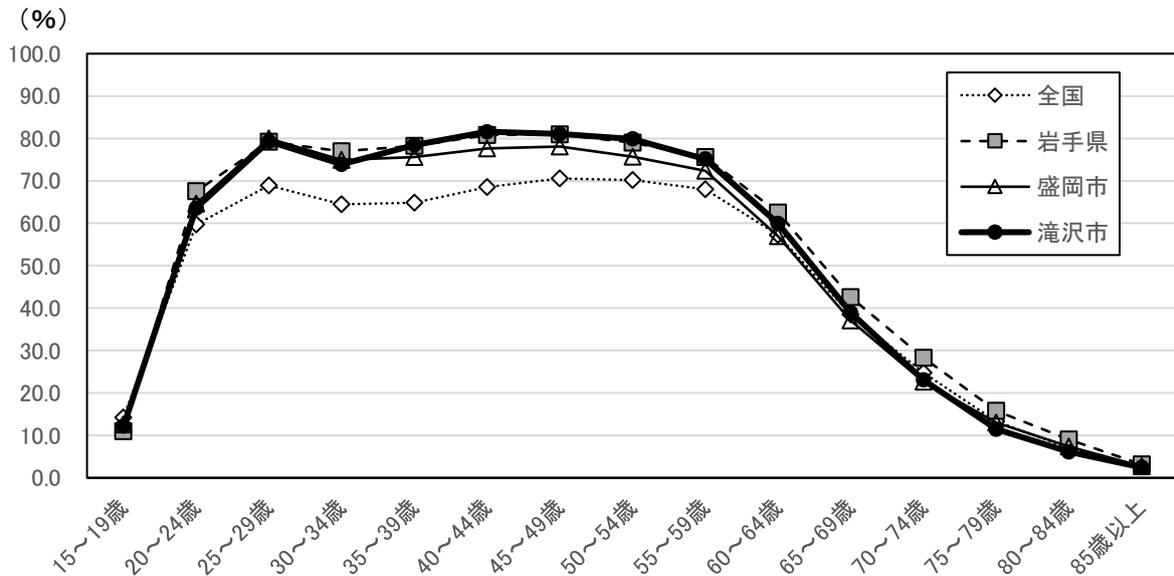


資料：国勢調査

(4) 女性の年齢別の就労状況の比較

女性の就業率を全国及び県、盛岡市と比較すると、M字カーブのくぼみ部分である「30～34歳」の就業率は、全国よりは高くなっていますが、県及び盛岡市よりは低くなっています。

【年代別女性就業率／令和2年】



資料：国勢調査